

公の施設の管理を行う指定管理者を募集
老人福祉センター
学童保育所

公の施設（スポーツ施設、都市公園、文化施設、社会福祉施設など）住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設）の管理については、従来、委託先が公的な性格を持つ団体に限定されてきました。平成15年の地方自治法の改正により、新たに指定管理者制度が導入され、民間を含めた一定の団体による施設管理が可能になりました。

指定管理者制度は、公の施設の管理を町から指定を受けた「指定管理者」が代行する仕組みです。町においても「明和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を整備し、この指定管理者制度を活用し、町有施設のより効率的な管理運営を図っていくことになりました。

施設管理に民間事業者等のノウハウと経営努力を取り込むことにより、よりよいサービスが提供されることが期待されています。下記の条件で、指定管理者を募集します。



保健福祉課（老人福祉センター内）
☎(84)4926

指定管理者募集要項

1. 管理・運営施設	明和町老人福祉センター 明和町新里311番地の3	東部学童保育所 明和町千津井314番地	西部学童保育所 明和町須賀249番地の1
2. 指定管理者が行う業務	老人福祉法に規定する事業に関する事	児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業	
	センターの利用許可に関する事	学童保育所の施設および施設の維持管理に関する業務	
	センターの施設および設備の維持管理に関する事	学童保育所の入退所に関する業務	
	その他町長が必要と認める業務	学童保育所の保育料の徴収に関する業務	
3. 指定(管理)期間	平成17年4月1日～平成20年3月31日		
4. 指定管理料	指定管理者に係る年度ごとに管理協定により決定し、業務履行年度ごとに支払う		
5. 利用料金等収入の取り扱い	指定管理者は、センターの利用料を収入として收受し、事業目的に沿って使用することができる	指定管理者は、学童保育所利用に係る保護者負担金(保育料)を収入として收受し、事業目的に沿って使用することができる	
6. 応募資格	法人その他の団体であって、施設管理業務が可能で、かつ、当該施設の設置の目的を適正かつ効果的に達成することができるもの		
7. 申し込み	指定管理者指定申請書(添付書類を含む)を2月28日(月)午後5時までに保健福祉課へ提出してください		

家庭犬のしつけ方
教室開催

犬のしつけについて飼い主の責務が求められています。つきましては「家庭犬のしつけ方教室」を次のとおり開催します。すでに犬を飼われているかた、また、これから犬を飼おうとしているかたは奮ってご参加ください。

日時 講習会 3月13日(日) 午前9時30分～11時30分
実技 3月14日(月) 午後2時～4時(雨天中止)
場所 講習会 中央公民館 実技 ふるさとの広場
参加費 講習会は無料。ただし、実技参加者は、別途2千円程度がかかります。
定員 講習会 約100名 実技 約6名(講習会受講者に限り、先着順とします。また、犬の対象年齢は生後6か月～2歳位で中型犬以上を目安とします)
講師 群馬ドッグセンター 所長 須永武博氏(一等訓練士・範士)
申込方法 電話で環境課へ
申込期限 2月14日(月)～28日(月)

環境課 ☎(84)4686